

経支第788号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年9月8日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トップマート津田沼店
船橋市前原東二丁目129番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,320平方メートル
- 4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,206平方メートル
- 5 変更前の閉店時刻
午後8時
- 6 変更後の閉店時刻
午後9時45分
- 7 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで
- 8 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 7 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
令和9年4月27日
 - (2) 閉店時刻
令和8年9月2日
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
令和8年9月2日

二 届出年月日

令和8年8月26日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757